

議案第 19 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例及び宝塚市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例及び宝塚市職員等の旅費に関する条例の改正概要

1 改正理由

令和 2 年 4 月から係長級職員の管理職手当を廃止することに伴い、係長級職員と一般職員との給与の差が縮小することから、適正な給与の差の確保を図るもの。

また、給与制度の適正化を図るため所要の措置を講じるもの。

2 主な改正内容

(1) 医療職給料表（二）適用者の給与制度の見直しについて

- ① 給料表を現行の 4 級制から 6 級制に変更する。現行の 4 級相当を新 6 級とし、現行の 4 級相当と現行の 3 級相当の間に新 5 級と新 4 級を新設する。新 3 級及び新 1 級は現行と同水準とし、新 2 級は現行の 2 級から水準を引き下げる。各新級に該当する役職は以下のとおりとし、主任制度を廃止する。

【給料表の移行図】

現行			改正後	
級	役職		級	役職
4級	部長	→	6級	部長
	室長	→	5級	室長
3級	課長、副課長	→	4級	課長、副課長
	係長	→	3級	係長
	主任	→		
2級	保健師、助産師、看護師 及び看護専任教員	→	2級	保健師、助産師、看護師 及び看護専任教員
1級	准看護師	→	1級	准看護師

② 号給の切替えについて

現 2 級及び 1 級職員は同じ号給へ、現 3 級以上の職員は号給の切替表に基づき号給を決定する。

(2) 現給保障

給料表の見直しに伴う令和 2 年 4 月 1 日付切替後の給料月額が、令和 2 年 3 月 31 日に現に受けている給料月額を下回る職員については、改正後の給料月額が上回るまでの間、現給保障する。地域手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末勤勉手当及び退職手当並びに共済組合掛金及び互助会掛金の算出基礎額については、現給保障給料月額を適用する。

(3) 旅費条例の改正

日当、宿泊料及び食卓料の額に適用される旅費の級の区分について、改正後の医療職給料表（二）に対応するよう改正する。

3 改正時期

令和 2 年 4 月 1 日から実施する。